

検討項目4: 十分な情報公開がなされているか。

○特別の法律により設立される民間法人の運営に関する指導監督基準について(情報公開に関する部分の抜粋) (平成14年4月26日)

6. 情報公開

法人の業務及び財務等に関する情報の開示は、法人の公共的性格にかんがみ、その透明性を確保するとの観点から、少なくとも以下の事項に適合していなければならない。

(1) 法人は、次の業務及び財務等に関する資料を主たる事務所に5年間備えておき、一般の閲覧に供していること。また、インターネットによりこれらを公表していること。

- ① 定款
- ② 役員名簿(注)
- ③ 組合員等名簿(組合等の場合)
- ④ 事業報告書・附属説明書類
- ⑤ 損益計算書又は収支計算書
- ⑥ 貸借対照表
- ⑦ 法律上作成が義務づけられている財産目録及び決算報告書
- ⑧ 監事の意見書
- ⑨ 事業計画書
- ⑩ 収支予算書

(注)常勤・非常勤の別及び退職公務員については、その最終官職名(官房付等で退職した者については、その前職名を含む。)を付記すること

(2) 所管官庁においては、その所管する法人について、(1)に規定する資料を備えておき、これらについて閲覧の請求があった場合には、これを閲覧させていること。また、所管官庁は、ホームページに、次に掲げる事項を記載した所管する法人の一覧表を掲載するとともに、所管法人がホームページを開設している場合には、一覧表からの簡便なアクセスを可能とする措置を講じていること。

<次ページに続く>

<前ページから続く>

- ① 名称
 - ② 所管する部局(担当局担当課等)の名称
 - ③ 主たる事務所の所在地及び電話番号
 - ④ 設立年月日
 - ⑤ 代表者の職名及び氏名
 - ⑥ 主な目的及び事業
- (3) 所管官庁においては、その所管する法人について、次に掲げる事項を各府省のホームページに掲載していること。
- ① 最新の業務及び財務等に関する資料
 - ② 制度的又は実態的に独占となっている事務・事業を行っている法人については、当該事務・事業の内容及び根拠法令名
 - ③ 補助金等の交付を受けている法人については、当該補助金等の名称及び金額、交付対象事業の内容並びに補助金等全体の金額及び年間収入に対する割合
- (4) 法人は、その役員に就いている退職公務員の状況を公表するとともに、その子会社又は一定規模以上の委託先の役員に就いている退職公務員及び当該法人の退職者の状況を把握し、公表するよう努めていること。

○ 指導監督基準において公開を求められている事項は、以下のとおり、**法人**のホームページ(トップページ→提供情報(情報公開))において、公開している。

①定款、②役員名簿等(役員名簿、協会の役職に就いている退職公務員の状況、役員報酬規程、役員退職金規程)、③会員名簿、④事業報告書、⑤決算関係書類、⑥監事の意見書、⑦事業計画書、⑧収支予算書

○ 指導監督基準において公開を求められている事項は、以下のとおり、**厚生労働省**のホームページ(所管法人→特別民間法人)に公開している。

所管局等	職業能力開発局
担当課	能力評価課(内線 5942)
法人名	中央職業能力開発協会
住所	東京都新宿区西新宿7-5-25 西新宿木村屋ビルディング11階
電話番号	03-6758-2800
代表者役職・氏名	会長・立石信雄
設立年月日	S54.7.1
目的の概要	職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)に基づき、職業能力の開発及び向上の促進を図ることを目的とする。
主な事業の概要	職業訓練、職業能力検定その他職業能力の開発に関する情報及び資料の提供、広報、調査、研究及び国際協力等。

○ 業務及び財務等に関する資料

定款、役員名簿、会員名簿、事業報告書、収支計算書、損益計算書、貸借対照表、財産目録、事業計画書、収支予算書、監事の意見書

<次ページに続く>

<前ページより続く>

○ 実態的に独占となっている事務・事業及び根拠法令

事務・事業 技能検定試験において136職種のうち122職種については、現在、中央職業能力開発協会が問題を作成している。

根拠法令 職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第46条第3項

○ 補助金(平成22年度) 技能向上対策費補助金 金額(千円)522,344(746,207)

1. 中央職業能力開発協会の管理に要する経費

・役員及び職員の人件費、一般運営費

2. 中央職業能力開発協会の事業の実施に要する経費

・会員の行う職業訓練、技能検定その他職業能力の開発に関する業務についての指導及び連絡に要する経費

・事業主等の行う職業訓練に従事する者及び都道府県技能検定委員の研修に要する経費

・職業訓練、技能検定その他職業能力の開発に関する情報及び資料の提供、広報、調査、研究及び国際協力に要する経費

・技能検定試験に係る試験問題及び試験実施要領の作成並びに技能検定試験の実施に関する技術的指導その他技能検定試験に関する業務に要する経費

・その他職業能力開発の促進に関し厚生労働大臣が必要と認める経費

○ 委託費(平成22年度)

金額(千円)

・キャリア支援企業等育成事業

77,661(107,436)

・職業能力習得支援制度事業

0(367,317)

・ものづくり立国の推進事業

502,276(770,986)

・教育訓練講座受講環境整備事業

128,960(171,696)

・職業能力評価制度の整備及び活用促進事業

174,195(294,959)

・技能評価システム移転促進事業

133,290(181,912)

・キャリア・コンサルティング普及促進事業

0(13,653)

○ 合計(補助金+委託費)

1,538,726(2,654,166)

○ 年間収入に対する割合

50.91%(64.90%)